

## 合志市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年12月10日(木)午後1時27分から午後2時45分

2. 開催場所 合志市役所 2階大会議室

3. 出席委員 (13人)

会長	14番	福嶋	求仁子
会長職務代理者	1番	大藪	真裕美
委員	2番	吉川	幸人
〃	3番	工藤	信夫
〃	4番	中嶋	サツ子
〃	5番	衛藤	彰一
〃	7番	吉岡	近
〃	8番	平野	昭代
〃	9番	峯	隆吉
〃	10番	嶋田	昭一
〃	11番	荒木	安孝
〃	12番	平山	洋生
〃	13番	村上	裕宣

4. 欠席委員

なし

5. 議事日程

(1) 議事録署名者

(2) 農家調査及び現地調査員

(3) 議案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第4号議案 農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて

第5号議案 あっせん委員指名について

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用(届出)について

6. 農業委員会事務局職員

局長 緒方 寿雄

次長 坂上 範行

主幹 秋吉 秀美

○事務局長 それでは、ただいまから令和2年12月の農業委員会総会を開催いたします。開会にあたり、福島会長からご挨拶を申し上げます。

○会長（福島求仁子君） 皆さん、こんにちは。まずは挨拶の前に、前回、人農地プランの実質化に向けた具体的な座談会の進め方ということで、いろいろなポイントを教えていただきまして、その研修にご参加いただきました平山委員と村上委員には、本当にお忙しい中、ありがとうございます。それぞれの地域の中でこれから頑張っていきたいと思っておりますので、研修した中身を少しずつ皆様方と共有できればと思っております。

さて、一年の変わり目を迎えますけれども、きょうは二十四節気を見ていましたら、12月13日が正月の事始めということで、13日からはお正月の準備を始めるときですよとなっております。今年はいろんな意味で自粛の一年だったのではないかなと思っております。心を残していく一年のような気もいたします。

そういう中で、先月NHKの逆転人生というのを見てまして、その中でラグビーの日本代表のメンタルコーチをやってらっしゃった荒木香織さんの心を鍛える10カ条というのが出てまいりました。1から順番に10までいくよりも、私は10番から1に向かって読んでいくととても心に残ったものですから、ちょっとお話しできればと思います。

まず、機転を利かせ楽観的に物事を捉える、人生を長い目で見ると、前向きにアクションを起こして、大げさに反応することをやめて、グレーなゾーンも受け入れて、成果や良かったことを確認し、現実的な目標を掲げ、自分自身を理解し、家族、友人、同僚との有効な関係を大切にすることとなっております。ああ、本当にそんな感じだなあって、今年一年を振り返ったときにこの言葉がとても心に沁みたくところでございます。

きょうは12月、1年の締めくくりの総会でございます。どうぞ皆様、きょうも案件のほうたくさんあがっておりますので、慎重審議をいただきますようよろしくお願いいたします。

○事務局長 ありがとうございます。

本日、お手元のほうに手帳とまたアンケートのほうを配らせていただいておりますが、それについては、総会のあとのその他のほうで事務局のほうからお話をさせていただきますと思っております。

それでは、本日の総会の成立についてご報告いたします。

合志市農業委員会会議規則第6条に規定しております全員の委員がおそろいでございます。本日の総会が成立することをご報告いたします。

では、この後の議事につきましては、会議規則により、会長より進行をお願いいたします。

○議長（福島求仁子君） それでは、会議前に注意事項を申し上げます。会議中の携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされますようお願いいたします。また、会議中での委員の私語につきましては、慎んでいただきますようお願いいたします。特に何か質問や質疑がある場合には、挙手により発言をするよ

うお願いいたします。  
それでは、議事に入ります。

-----○-----

(1) 議事録署名者

○議長(福嶋求仁子君) 議事録署名者につきましては、2番の吉川委員、3番の工藤委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

-----○-----

(2) 農家調査及び現地調査員

○議長(福嶋求仁子君) 農家調査及び現地調査員につきましては、2番、吉川委員、3番、工藤委員、7番、吉岡委員、8番、平野委員、9番、峯委員、10番、嶋田委員、11番、荒木委員、13番、村上委員、以上8名の委員さん方へ適宜意見をお伺いいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

-----○-----

(3) 議案

○議長(福嶋求仁子君) それでは、議案に入ります。  
第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転につきまして上程いたします。  
所有権移転、番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書1ページをお開きください。  
番号1、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっております。申請の理由は、親子間での贈与でございます。  
続けて申請地の場所ですが、議案書、別紙1ページとなります。JA菊池カンントリーエレベーター近く図面中央斜線部分2カ所が申請地です。県道住吉熊本線の南側の農地です。  
次に2ページをお開きください。耕作地の現況写真と保有されている農業機械の写真です。  
次に3ページをお開きください。  
まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ、該当しません。  
第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり、該当しません。  
第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。  
第4号の農作業常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。  
第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50a以上のため該当しません。  
第7号の地域との調和要件は、畑としてねぎなど露地野菜を作付けする予定であり、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。  
以上1号から7号まで該当する項目はないと思われまます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の10番、嶋田委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○10番（嶋田昭一君） それでは、報告をいたします。

農家及び現地調査につきまして、上野推進委員と事務局と私とで調査をしました。譲受人は就農3年目の農家です。譲渡人は親子間の贈与のところです。今後はネギなどの露地野菜を生産される予定ということです。特に問題はないと思います。どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して委員さん方から何かご意見やご質問はございませんでしょうか。よろしかったでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご質問、ご意見がないようでございますので、採決を行います。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号2に入ります前に、委員の議事参与の制限を規定する農業委員会等に関する法律第31条の規定によりまして、委員は、自己または同居の親族、もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっております。

つきましては、その当事者であります○番の○○委員は、議案審議が終了するまで退席をお願いいたします。

それでは、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号2につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 番号2、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっております。申請の理由は、贈与でございます。

続けて申請地の場所ですが、議案書、別紙5ページとなります。

図面中央斜線部分が申請地です。国道387号東側の農地です。

次に6ページをお開きください。耕作地の現況写真です。7ページは、保有されている農業機械の写真です。

次に8ページをお開きください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面か

らみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると思われ、該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり、該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと思われ、該当しません。

第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50a以上のため、該当しません。

第7号の地域との調和要件は、畑として継続予定のため、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上1号から7号まで該当する項目はないと思われ、よろしくお願ひします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の13番、村上委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○13番（村上裕宣君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告いたします。

11月30日に事務局と現地調査をいたしました。農用地は畑で、譲受人は引き続き畑として利用し、麦などを作付けされる予定です。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関しまして委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特によろしかったでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご質問やご意見がないようでございますので、採決を行います。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号2について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号2は、原案のとおり可決されました。

議案審議が終わりましたので、退席中の〇〇委員は着席されますようご案内をお願いいたします。

続きまして、農地法第3条第1項の規定による所有権の移転、番号3につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 議案書2ページをお開きください。

番号3、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっています。申請の理由は、売買でございます。

続けて申請地の場所ですが、議案書、別紙9ページとなります。

図面斜線部分が申請地です。県道大津植木線横の農地です。

次に10ページをお開きください。耕作地の現況写真です。11ページは、保有されている農業機械の写真です。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ、該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり、該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。

第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50a以上ため該当しません。

第7号の地域との調和要件は、畑として利用されているが、今後も畑としてほうれん草などの野菜等を作付けする予定で、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上1号から7号まで該当する項目はないと思われまます。よろしく申し上げます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の7番、吉岡委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○7番（吉岡 近君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告いたします。

11月30日、村田推進委員と事務局で農家及び現地調査をいたしました。

譲受人は菊陽町の方ですが、ほうれん草などの野菜等を作付けされる予定ということですが。特に問題はないと思います。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関しまして委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特にございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご質問、ご意見がないようでございますので、採決を行います。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号3について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号3は、

原案のとおり可決されました。

続きまして、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号1の審議に入ります前に、委員の議事参与の制限を規定する農業委員会等に関する法律第31条の規定によりまして、委員は、自己または同居の親族、もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっております。よって、○番の○○委員は、議案審議が終了するまで退席をお願いいたします。

それでは、第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号1につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

番号1の申請人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用理由は農業用資材置場への転用です。

議案書別紙の13ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号1の申請地です。ユーパレス弁天の北側、県道熊本菊鹿線の西側に位置する農地です。

次の14ページが申請地の現況です。

次の15ページが配置図です。

申請者は主に紫蘇の生産・販売を行う法人で、事業拡大に伴い既存の資材置場が手狭となったため、法人事務所の隣である当該申請地を新たに農業用資材置場へ転用するものです。

16ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の17ページでお示ししておりますとおり、申請地は農振農用地区域内にある農地であり、原則許可することはできませんが、農振法の規定に基づき農業用施設用地に用途変更されているため、農振法に規定する農用地利用計画に指定された用途に該当し許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、残高証明の添付があり、事業費以上の資金が確保されていることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、許可後直ちに転用事業に着手し、令和3年1月末日までに完了の予定であり問題ありません。

6の計画面積の妥当性については、各資材・農機具等の配置及び規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われれます。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無についてですが、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われれます。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の9番、峯委員さんに現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○9番（峯 隆吉君） それでは現地調査につきまして報告します。

令和2年11月30日の午前、私と坂口推進委員と農業委員会職員とで現地調査を行い、申請者より内容等をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明があったとおりでございます。

今回の申請は、申請人が農業用資材置場として農地を転用するものでございます。申請地は農振農用地ですが、農業用施設用地に指定されており、その用途に沿った農業用資材置場に転用するもので、何ら問題はないかと思えます。

よろしくご審議の方をお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関しまして、委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特にございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご質問、ご意見がないようでございます。採決を行います。

第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号1については、原案のとおり可決されました。

審議が終わりましたので、退席中の〇〇委員は着席されますようご案内をお願いいたします。

続きまして、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号2につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

番号2の申請人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用理由は農業用資材置場への転用です。

議案書別紙の19ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号2の申請地です。県道熊本大津線及びきくちのまんま合志店の南側に位置する農地です。

次の20ページが申請地の現況です。写真のとおり、現地は舗装され農業用倉庫も設置され、既に農業用資材置場として利用されている状況でした。申請者には追加で始末書の提出も求め、今後このようなことが無いよう厳重に注意を行ったところでございます。

始末書によりますと、平成29年頃より農業用資材置場として利用してきたということです。農地法についての知識が無く農地転用許可の手続きを怠ってしまったということで、大変反省していますということでございます。



次の21ページが配置図です。

申請者は農業を営む個人で、申請地付近にある圃場での作業のため、当該申請地を農業用資材置場へ転用するものです。

22ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の23ページでお示ししておりますとおり、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内存在する農地であることから、第1種農地となり、原則許可することはできませんが、例外規定である農業用施設、農畜産物処理加工施設及び農畜産物販売施設に該当し許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、許可を得ずして既に農業用資材置場として利用されており、許可後の追加資金は発生しません。

3の遅滞なく供することの妥当性については、既に農業用倉庫を設置しており、現状のまま農業用資材置場として利用する予定です。

6の計画面積の妥当性については、各資材・農機具等の配置及び規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われま

す。8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無についてですが、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われま

す。事務局からは以上でございます。

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の平野委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○8番(平野昭代君) それでは現地調査につきまして報告します。

令和2年11月30日の午前、私と上野推進委員と農業委員会職員とで現地調査を行い、申請者より内容等をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明がありましたとおりでございます。

今回の申請は、申請人が農業用資材置場として農地を転用するものでございます。また、違反転用に対する追認案件であるため、現況のまま使用することとさせていただきます。申請地は第1種農地ですが、転用目的が農業用資材置場ですので、問題はないかと思えます。

よろしくご審議の方、お願いいたします。

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。

はい、工藤委員。

○3番(工藤信夫君) ○○さんはいつかこら辺の近くを土地を買われましたですね。その農地の使用に対するこういう資材置場が必要だということなんですか。ちょっとお尋ねします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。  
事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長 今、工藤委員さんがおっしゃったとおり、取得した農地があるので、農業機械がないと農業ができないから置場が必要だと、そういう内容での申し出という事になっております。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。そのほかご質問はございませんか。特にございませんでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご質問、ご意見がないようでございます。採決を行います。

第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号2について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号2は、原案のとおり可決されました。

続きまして、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号3につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

番号3の申請人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用理由は住宅敷地の拡張です。

議案書別紙の25ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号3の申請地です。国道387号線の西側、合生文化会館及び西合志第一小学校の北側に位置する農地です。

次の26ページが申請地の現況です。写真のとおり、現地は既に宅地の一部として利用されている状況でした。申請者からは始末書が提出されておりまして、40年程前に家を新築した当時から継続して宅地の一部として利用してきたということです。

次の27ページが配置図です。

申請者は農業を営む個人で、当該申請地を農家住宅の一部として拡張するものです。

28ページをお願いします。まず、（1）の立地基準についてですが、次の29ページでお示ししておりますとおり、申請地は第1種農地であり、原則許可することはできませんが、例外規定である既存施設の拡張に該当し許可可能です。

（2）の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、許可を得ずして既に宅地の一部として利用されており、許可後の追加資金は発生しません。

3の遅滞なく供することの妥当性については、宅地の一部として使用しており、現状のまま宅地の一部として利用する予定です。

6の計画面積の妥当性については、既存の住宅敷地面積は667.5㎡であり、当該申請地面積及び第3号議案番号4の申請地である隣接地の面積を加えても855.5㎡であり、農家住宅の上限面積である1,000㎡を超えておらず問題ないものと思われま

す。8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無についてですが、既に宅地の一部となっております。農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われま

す。事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局からの説明が終わりましたが、事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の11番、荒木委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○11番（荒木安孝君） それでは現地調査につきましてご報告します。

令和2年11月30日午後、私と宮田推進委員さんと農業委員会職員とで現地調査を行い、申請者より内容等をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明がありましたとおりでございます。

今回の申請は、申請人が住宅敷地の一部として農地を転用するものでございます。また、違反転用に対する追認の案件であるため、現況のまま使用することとさせていただきます。申請地は第1種農地ですが、転用目的が敷地の拡張ですので、問題はないかと思

います。よろしくご審議のほうをお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特によろしかったでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご質問、ご意見がないようでございますので、採決を行います。

第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号3について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号3は、原案のとおり可決されました。

続きまして、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号4につきまして

上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

番号4の申請人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用理由は住宅敷地の拡張です。

議案書別紙の31ページをお願いします。図面中央の黒丸部分が番号4の申請地です。国道387号線の西側、合生文化会館及び西合志第一小学校の東側に位置する農地です。

次の32ページが申請地の現況です。写真のとおり、現地は既に宅地の一部として利用されている状況でした。申請者からは始末書が提出されておりまして、平成15年の新築当時より当該農地を宅地の一部として継続して利用してきたということです。

次の33ページが配置図です。

申請者は個人で、当該申請地を住宅の一部として拡張するものです。

34ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の35ページでお示ししておりますとおり、申請地は第1種農地であり、原則許可することはできませんが、例外規定である既存施設の拡張に該当し許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、許可を得ずして既に宅地の一部として利用されており、許可後の追加資金は発生しません。

3の遅滞なく供することの妥当性については、宅地の一部として使用しており、現状のまま宅地の一部として利用する予定です。

6の計画面積の妥当性については、既存の住宅敷地面積は452.92㎡であり、当該申請地の面積を加えても個人住宅の上限面積である500㎡を超えておらず問題ないものと思われまます。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無についてですが、既に宅地の一部となっており、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われまます。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の3番、工藤委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○3番（工藤信夫君） それでは現地調査につきましてご報告いたします。

先月11月30日の午後より、私と地元推進委員の鍬本推進委員と農業委員会職員さんとで現地調査を行い、申請者より内容等をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明がありましたとおりでございます。

今回の申請は、前項3の項目でありました荒木委員からの説明と同じような項目でございます。申請地は第1種農地ですが、転用目的が既存敷地の拡張でございます。

す。事務局よりの説明がありましたとおり、1㎡というわずかな面積でございます。問題はないかと思えます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特によろしいですか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご質問やご意見がないようでございます。採決を行います。

第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号4について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号4は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。

所有権移転、番号1について事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の5ページをお願いいたします。

所有権移転番号1の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は資材置場への転用で、売買による所有権の移転です。

議案書別紙の37ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号1の申請地で、国道387号線の東側、県道大津植木線の北側に位置する農地です。

次の38ページが申請地の現況です。

次の39ページが配置図です。申請者は建築業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、資材置場を整備する計画です。

40ページをお願いします。まず、（1）の立地基準についてですが、申請地は農業公共投資はされておらず、次の41ページにお示ししておりますとおり、申請地の前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に医療施設である庄嶋医院及び公益的施設の愛泉保育園が存在しますことから、水管、下水道管が埋設されている沿道で、概ね500m以内に2つ以上の公共施設等が存在する農地に該当するため第3種農地となり許可可能です。

（2）の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行の残高証明書の添付があり、事業費以上の資金が確保されていることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、令和3年1月10日より事業に着手し、令和3年1月末日までに

竣工の予定であり問題ないものと思われま

す。  
6の計画面積の妥当性については、資材の配置、規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われま

す。  
8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われま

す。  
事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、11番、荒木委員さんに現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○11番（荒木安孝君） それでは現地調査につきましてご報告いたします。

令和2年11月30日午後、私と高村推進委員さんと農業委員会職員とで現地調査を行い、申請者代理人より申請内容をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明がありましたとおりでございます。

今回の申請は、譲受人が資材置場として農地を転用するものでございます。申請地は第3種農地であり、何ら問題はないかと思いま

す。  
よろしくご審議のほどをよろしくをお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。質問はございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご質問、ご意見がないようでございます。採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号2につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めま

す。  
○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の5ページをお願いいたします。

所有権移転番号2の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は個人住宅への転用で、売買による所有権の移転です。

議案書別紙の43ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号2の申請地で、きくちのまんま合志店及び県道大津西合志線の南側に位置する農地です。

次の44ページが申請地の現況です。

次の45ページが配置図です。申請者は個人で、当該申請地を売買により取得し、平屋建て住宅1棟を整備する計画です。

46ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の47ページでお示しておりますとおり、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内に存在する農地であることから、第1種農地となり、原則転用することはできませんが、例外規定の住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当するため許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行の残高証明書及び融資証明書の添付があり、事業費以上の資金が確保できることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和3年7月末日までに竣工の予定であり問題ないと思われま。

検討事項4につきましては、都市計画法に基づく開発許可申請が12月8日に合志市都市計画課に提出済であることを確認しています。

6の計画面積の妥当性については、住宅の配置及び規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われま。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われま。

11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については、都市計画法第32条に基づく同意協議書が合志市都市計画課に11月19日付けで提出済であり、12月7日付けで同意が取れていることを確認しております。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の8番、平野委員さんに現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○8番（平野昭代君） それでは現地調査につきまして報告します。

令和2年11月30日の午前、私と上野推進委員と農業委員会職員とで現地調査を行い、申請者代理人より申請内容等をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明がありましたとおりでございます。

今回の申請は、譲受人が個人住宅として農地を転用するものでございます。申請地は第1種農地ですが、集落接続要件を満たしているため何ら問題はないかと思われま。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関しまして、委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。（「すみません、よろしいですか」と呼ぶ者あり）

それでは衛藤委員、お願いいたします。

○5番（衛藤彰一君） これって先ほどの3号議案で出たやつと同じなんですか。

○議長（福嶋求仁子君） よろしいですか事務局、お願いいたします。

○5番（衛藤彰一君） さっきの資材倉庫のやつでしょうか。

○事務局 位置的には先ほどの4条の転用が出たところのすぐ南側の隣接地という位置になっております。

○議長（福嶋求仁子君） 工藤委員。

○3番（工藤信夫君） 結局、先ほど言いました農地として〇〇さんは買われていましたですね。その土地でしょうこれ。

○議長（福嶋求仁子君） お願いいたします事務局。

○事務局 農地を買われた部分は実際この付近に別にございます。（「別ですか」と呼ぶ者あり）はい。当然その周りに農地がなければ農業用倉庫が必要という理屈が成り立ちませんので、そういう必要性があるということは農地があるということを確認しているところでございます。

○議長（福嶋求仁子君） はい、工藤委員。

○3番（工藤信夫君） 現状は車庫にもなるということですね。なりかねないということ。はい、わかりました。

○議長（福嶋求仁子君） 工藤委員、衛藤委員、ご納得は……。 （「個人住宅でも別にかまわないでしょう・・・」と呼ぶ者あり）事務局、お願いします。

○事務局 先ほどの4条の部分につきましては、個人住宅ということで許可申請していただければ転用ができない場所ではありません。第1種農地ではありますけれども集落接続要件を満たす場所ですので許可可能です。ただ、現状として平成29年に先に農業用倉庫を作っていますということで、追認にはなりますが4条はその内容での申請でございました。（「わかりました」と呼ぶ者あり）



○議長（福嶋求仁子君） よろしいでしょうか。それでは、そのほか質問はよろしかったでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご質問、ご意見がないようでございますので、採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号2について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号2は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号3につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の5ページをお願いいたします。

所有権移転番号3の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は個人住宅への転用で、親子間の贈与による所有権の移転です。

議案書別紙の49ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号3の申請地で、県道大津植木線の南側及び県道熊本菊鹿線の西側に位置する農地です。

次の50ページが申請地の現況です。

次の51ページが配置図です。申請者は個人で、当該申請地を贈与により取得し、2階建て住宅1棟を整備する計画です。

52ページをお願いします。まず、（1）の立地基準についてですが、次の53ページでお示ししておりますとおり、おおむね10ha以上の規模の一团の農地の区域内存在する農地であることから、第1種農地となり、原則転用することはできませんが、例外規定の住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するため許可可能です。

（2）の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行の融資証明書の添付があり、事業費以上の資金が確保できることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、令和3年1月10日より事業に着手し、令和3年11月末日までに竣工の予定であり問題ないと思われま。

検討事項4につきましては、都市計画法に基づく開発許可申請が11月25日に合志市都市計画課に提出済であることを確認しています。

6の計画面積の妥当性については、住宅の配置及び規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われま。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務

局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われま。

11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については、都市計画法第32条に基づく同意協議書が合志市都市計画課に10月20日付けで提出済であり、11月19日付けで同意が取れていることを確認しております。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の2番、吉川委員さんに現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○2番（吉川幸人君） それでは現地調査につきまして報告します。

令和2年11月30日の午前、私と坂口推進委員と農業委員会職員で現地調査を行い、申請者代理人より申請内容等をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明がありましたとおりでございます。

今回の申請は、譲受人が個人住宅として農地を転用するものでございます。申請地は第1種農地ですが、集落接続要件を満たしているため何ら問題はないかと思えます。

よろしくご審議のほうをお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。

この件に関して、委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特にございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご質問、ご意見がないようでございますので、採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号3について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号3は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号4につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の6ページをお願いいたします。

所有権移転番号4の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議

案書に記載してあるとおりです。

転用理由は住宅敷地の拡張で、隣接宅地62.22㎡との交換による所有権の移転です。

議案書別紙の55ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号4の申請地で、国道387号線の西側、合生文化会館及び西合志第一小学校の北側に位置する農地です。

次の56ページが申請地の現況です。写真のとおり、現地は舗装され既に宅地の一部として利用されている状況でした。申請者からは始末書が提出されておりまして、それによりますと、今回、譲渡人が家の建て替えの関係で測量を行ったところ、譲受人宅への進入路が南側の譲渡人が所有する農地に若干食い込んでいることがわかったため、現況に合わせるため、写真の点線囲みの部分を写真右側の農地より分筆し、申請を行われているということでございます。また、その代わりとして、譲受人が所有する写真左側の舗装部分の一部を分筆し譲渡人へ所有権移転されることで話がまとまったとのこと。なお、その舗装部分につきましては地目が宅地なので、農地転用許可の申請は必要ありません。

次の57ページが配置図です。申請者は農業を営む個人で、当該農地を交換により取得し、隣接する農家住宅への進入路として利用する計画です。

58ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、申請地はわずか1㎡の面積ではありますが、次の59ページでお示ししておりますとおり、農地区分としましては第1種農地であり、原則許可することはできませんが、例外規定である既存施設の拡張に該当し許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、許可を得ずして既に宅地の進入路として利用されており、許可後の追加資金は発生しません。

3の遅滞なく供することの妥当性については、現在、宅地への進入路として使用しており、現状のまま利用する計画です。

6の計画面積の妥当性については、既存の住宅敷地面積は667.5㎡であり、当該申請地面積及び第2号議案番号3の申請地である隣接地の面積を加えても855.5㎡であり、農家住宅の上限面積である1,000㎡を超えておらず問題ないものと思われま

す。8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無についてですが、既に宅地の一部となっており農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われま

す。事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の11番、荒木委員さんに現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○11番（荒木安孝君） それでは、現地調査につきましてご報告いたします

令和2年11月30日午後、私と宮田推進委員さんと農業委員会事務局職員で現地地調査を行い、申請者代理人により申請内容をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明がありましたとおりでございます。

今回の申請は、譲受人が住宅敷地の拡張として農地を転用するものでございます。

また、違反転用に対する追認要件であるため、現在のまま使用することをごさいます。申請地は第1種農地ですが、転用目的が既存敷地の拡張ですので、問題はないかと思ひます。

よろしく御審議の方をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。

この件に関して、委員さん方から何かご意見や質疑はございませんでしょうか。特によろしかったでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見、ご質問がないようでごさいますので、採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号4について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でごさいます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号4は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第4号議案に入ります前に、委員の議事参与の制限を規定する農業委員会等に関する法律第31条の規定によりまして、委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっております。

つきましては、その当事者であります5番の衛藤委員、9番の峯委員は、議案審議が終了するまで退席をお願いいたします。

それでは、第4号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起しにつきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは、第4号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて説明いたします。

8ページをお開きください。

令和2年第12回の農用地利用集積計画総括表につきまして左側の区分、今回からご説明いたします。

利用権設定10年の田が2,880㎡、畑は7,048㎡でしたので合計9,928㎡でごさいます。7年の田が5,622㎡でしたので合計5,622㎡でごさいます。5年の田が62,166㎡、畑は48,498㎡でしたので合計110,664㎡ごさいます。3年の田が4,977㎡、畑が1,187㎡でしたので合計6,164㎡でごさいます。

今回の田の小計は75,645㎡、畑の小計は56,733㎡でしたので合計132,378㎡ごさいます。

続きまして、右側の利用権設定の本年累計、暦年につきましてご説明をいたしま

す。

田の小計は346,935㎡、畑の小計は768,826㎡で合計1,115,762㎡でございます。

一番下、左側の所有権移転につきましてご説明をいたします。

今回の田の小計は5,973㎡、畑の小計は16,415㎡でございます。

続きまして右側の所有権移転の本年累計につきましてご説明をいたします。

田の小計は9,785㎡、畑の小計は66,780㎡で合計76,565㎡でございます。

以上、第4号議案は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次の9から16ページ上段までは、各自でご確認をお願いいたします。

次に16ページ中段の農地法第18条第6項の規定、合意解約による通知書の集計を報告いたします。今回の合意解約はございませんでした。

これで説明を終わります。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局からの説明が終わりました。何かご質疑はございませんでしょうか。よろしかったでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご質問、ご意見がないようでございますので、採決を行います。

第4号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきまして、承認することに異議がない方の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第4号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきましては、原案のとおり可決されました。

審議が終わりましたので、退席中の委員さん方は着席されますようお願いいたします。

続きまして、第5号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして上程いたします。

番号1から番号4まで一括して事務局に説明を求めます。

○事務局 議案書17ページをお開きください。

今回のあっせん申し出につきましては、議案書17ページと次の18ページに記載しておりますとおり、売買希望2件、賃借希望2件の合計4件のあっせん申し出がっております。

続けて申請地の場所ですが、19ページをお開きください。

図面太枠斜線部分があっせん番号1の申請地で、ユーパレス弁天の西側及び弁天山の南側に位置する農地です。

農地の現況につきましては、図面左下写真のとおりです。現況のとおり、連棟ハウスも含めてこの金額で売買をしたいとのことです。また、この農地には井戸も掘

ってありまして、井戸・ポンプ・ハウス等の設備も含めたところでの希望価格となっております。

あっせん申出の理由としましては、地主さんは市外で施設野菜農家をしており、圃場をまとめるために、自宅から離れたこの農地を手放し、その資金で自宅周辺に新たに農地を取得したいとのことで今回申出をしたとのことです。

あっせん委員についてですが、申請地区域の担当委員であります吉川委員、坂口推進委員をお願いします。

続けて次の20ページをお願いします。

図面太枠斜線部分があっせん番号2の申請地で、県道熊本大津線沿いのソーラー発電所の西側の農地です。

農地の現況につきましては、図面右下写真のとおりです。

あっせん申出の理由としましては、地主さんはもともと農家ではないため売却してしまいたいということでの申し出です。

あっせん委員についてですが、申請地区域の担当委員であります衛藤委員、松永推進委員をお願いします。

続けて21ページをお願いします。

図面太枠斜線部分が申請地で、JA合志中央支所の北側、今町集落内に位置する農地です。

農地の現況につきましては、図面左下写真のとおりです。

あっせん申出の理由としましては、現在保全管理のみをしており、耕作者がいないため耕作をしてほしいとのことでの申し出です。

あっせん委員についてですが、申請地区域の担当委員であります中嶋委員、橋本推進委員をお願いします。

続けて22ページをお願いします。

図面太枠斜線部分が申請地で、県道大津植木線の南側、西合志中央小学校の東側に位置する農地です。

農地の現況につきましては、図面左下写真のとおりです。

あっせん申出の理由としましては、もともと地元の農家さんに貸しておられたんですが、その方との契約が期間満了となり、契約更新はしないとのことで農地が戻ってきたものの、非農家であり耕作はできないため誰かに借りてほしいとのことでの申し出です。

あっせん委員についてですが、申請地区域の担当委員であります荒木委員、高村推進委員をお願いします。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。この件につきまして事務局のほうの説明が終わりました。何か質問はございませんでしょうか。特によろしかったでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、質問、ご意見がないようでございますので、採決を行います。

第5号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして、承認することに異議がない方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第5号議案、農地のあっせん委員の指名につきましては、原案のとおり可決されました。

あっせん委員の皆様におかれましては、大変ご苦勞でございますがよろしく願いいたします。

それでは、職務代理者と交代いたします。

○会長職務代理者（大藪真裕美君） 続きまして、第1号報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出につきまして上程いたします。

事務局に一括で説明を求めます。

○事務局 それでは説明します。23ページをお開き願います。

今回の市街化区域内の農地転用5条届出につきましては、議案書の23ページから25ページに記載しておりますとおり、所有権移転5件と使用貸借権設定1件の合計6件の届出がっております。

続けて、場所を説明します。26ページをお開きください。

図面中央やや左側の太枠斜線分部の2筆が所有権移転番号1の届出地です。県道熊本菊鹿線沿いに位置する農地で、宅地分譲地4区画への転用です。

次の27ページが所有権移転番号2の届出地です。九州自動車道の南側に位置する農地で宅地分譲地3区画への転用です。

次の28ページが所有権移転番号3の届出地です。元気の森公園の南側、南ヶ丘小学校の北西側に位置しており、宅地分譲地2区画への転用です。

次の29ページが所有権移転番号4の届出地です。北バイパスの北側、熊本電鉄新須屋駅の北東側に位置する農地で、農地以外の地目も合わせた総事業面積は3,819.92㎡で宅地分譲地12区画への転用です。

都市計画法の定めにより、市街化区域内においては1,000㎡未満の宅地開発については許可不要とされていますが、当該案件につきましては1,000㎡を超えるため、開発許可申請の手続きを行ってありまして、11月16日付けで開発許可が下りていることを確認しております。

次の30ページが所有権移転番号5の届出地です。西合志南小学校の南西側、国道387号線の東側に位置しており、アパート敷地への転用です。

なお、写真のとおり現地は既にアスファルト舗装がされ、アパート敷地の一部となっていました。届出者からは始末書が提出されてありまして、それによりますと、昭和62年に自己所有地にアパートを建設されたそうですが、その際に農地転用届出の手続きを怠ってしまい、今回アパートの所有権移転をしようとした際にこのわずかな面積の部分だけが地目が畑のまま残っていることがわかったということで届出書を提出されたところです。

次の31ページが使用貸借権設定番号1の届出地です。九州自動車道の南側、西合

志南小学校の東側に位置する農地で、親子間の農地の使用貸借による個人住宅への転用です。

事務局からは以上でございます。

○会長職務代理者（大藪真裕美君） ありがとうございます。

ただいま、事務局から第1号報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出についての説明が終わりました。委員さん方から何かご質疑等はございませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○会長職務代理者（大藪真裕美君） ご質問、ご意見等もないようでございますので、第1号報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出につきまして、以上で報告を終わります。

会長に議長を交代いたします。

-----○-----

#### (4) 閉会

○議長（福嶋求仁子君） それでは、長時間にわたりまして慎重審議をいただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、令和2年12月の合志市農業委員会総会を閉会いたします。

皆さん、大変お疲れさまでございました。

-----○-----

閉 会 午後2時45分